

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年5月3日 12時20分ごろ
発生場所	長崎県西海市片島北方沖 鶴崎四等三角点から真方位294° 2.1海里付近 （概位 北緯33° 04.4′ 東経129° 34.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート廣丸は、錨泊中、主機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 廣丸、1.0トン 292-41623長崎、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力35.30kW、回転数毎分 3,550、4気筒、ボア78mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穩
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、錨泊中、釣りを終え、帰港準備を行う目的で主機を始動しようとした際、セルモータが回転するものの、主機が始動しなかった。 本船は、船長が運航不能と判断して118番通報し、巡視艇にえい航され、長崎県佐世保港第3区俵ヶ浦地区に到着した。
分析	本船は、錨泊中、船長が釣りを終えて帰港準備を行う目的で主機を始動しようとした際、セルモータが回転するものの、主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと推定されるが、主機の始動ができなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、錨泊中、船長が釣りを終えて帰港準備を行う目的で主機を始動しようとした際、セルモータが回転するものの、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと推定される。